

日出処天子と日没処天子

—倭国王の国書について

増村 宏

【要約】『隋書』倭国伝の倭王の国書「日出する処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙無きや……賜帝これを覽て悦ばず……」によって、わが国と隋朝との「対等の国交」、または「対等以上の国交」を説き、この日本の態度を煬帝が「悦ば」なかったのであるとする解釈が行なわれた。この従来の理解には「日出する処・東・日本」、「日没する処・西・中国・隋」を自明の命題とする「日本史観」ともいうべきものが感じられる。しかし中国の理念はわが国とは同じくない。中国観念からすれば「日出する処」「日没する処」は天下のさいはてであった。天下に君臨する「中国天子」煬帝は自らを「日没する処の天子」とは考えていない。また中国観念からは異民族の君長を「天子」と認めることもできなかった。隋朝からすれば倭王の国書は非常識なものであったが、倭王が遣使「朝貢」したので「宣諭」の使節裴世清を派遣したのである。

史林 五一卷二号 一九六八年五月

一、従来の理解

『隋書』東夷伝倭国の条に『日本書紀』が伝える推古天皇十五年（六〇七、大業三年）の遣隋使小野妹子と、そのもたらしたと見られる倭国王の国書、及び隋使の倭国派遣について

大業三年、其王多利思比孤遣使朝貢、使者曰、聞海西菩薩天子重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法、其国書曰、

日出処天子致書日没処天子、無恙、云云、〔賜〕帝覽之不悦、謂鴻臚卿曰、蛮夷書有無礼者、勿復以聞、明年上遣文林郎裴〔世〕清、使於倭国

とあるのは、よく知られた事実である。倭国王の国書はその首部が示されるだけであるが、その省略の「云云」の部分に国書の内容の記述が続いたことは言うまでもない。

『史記』・『漢書』の両匈奴伝によれば、漢が匈奴単于に国書を送るときは「皇帝敬問匈奴単于、無恙」と書きはじめ、

「所以遺物、及言語云云」の文言が続くのが例であつて、匈奴伝にはその形式による文帝の六年（前一七四）、及び後元二年（前一六二）の国書が載せられている。また匈奴单于から漢の皇帝にも「天所立匈奴大单于敬問皇帝、無恙」にはじまる国書が文帝の四年（前一七六）に送られており、その後匈奴では国書の言辞・形式を倨敖にした次第は匈奴伝によつて知られる。

倭国王の国書の「云云」にも「所以遺物、及言語云云」に相当する内容が続いたのである。しかし煬帝が「悦ばなかつた」のは省略してある「云云」の内容の部分にあつたのではなく、「日出処天子致書日没処天子、無恙」の十四字にあつたであろうことは「帝覽之、不悦」とあることによつて明らかである。

『隋書』倭国伝が伝える倭国王の国書についての従来の理解を見ると、黒板勝美氏は国書のことを述べて

これは寧ろ大胆に過ぎた冒険であつたらう（中略）。果せるかな煬帝は蛮夷の書無礼なりと怒つて之を却けた。併し妹子はオメ／＼と退却する人ではなかつた。遂に隋廷の諒解を得て、正使裴世清、副使暹光高（註記省略）と共に彼国を出発して

帰朝する事となつた。太子は大に裴世清等を歓迎せられ、やがて一行を引見したまひ、ここに日隋の間に対等の国交が結ばれた。

と、隋からの遣使のあつた事実についても言及し、また喜田貞吉氏は

隋帝が対等の国書を礼なきものとして喜ばざりし所以のものは我を「日出処」と称し、是に對して彼を「日没処」と呼んだ事が名稱上不祥であるといふが如き為ではなく、彼が認めて蛮夷の君と為す所の者が対等の礼を以て中国に對した点を憤つたのであつた。

と説明するのは、^④国書を「対等」の態度としたのである。次の鈴木俊氏の

資性豪華を以て鳴る隋の煬帝に向つて、我が国を日出づる国とし、隋を日没する国とする対等以上の国書を呈したことは隋廷にとつては非常な驚きであつたらしく、（以下省略）

という説明、^⑤及び石原道博氏の

中華、中国をもつて天下にのぞみ、旭日昇天をもつて自負する豪快な煬帝が対等以下の「日没処天子」という呼び方をされたのは、おそらく中国でもこれがはじめてであろう。

という説明は、「対等以上」の態度としたのである。その他「対等」・「対等以上」のことはいろいろな説明に出ている。

その国を「中華・中国」とし、周辺の諸民族を「夷狄・蛮夷」とするのは中国古来の観念であったが、これに反撥する「皇国史観」がわが国にあった。わが国の歴史において遣隋使、これに続く遣唐使による対中国交渉は確かに一つの劃期的な事実ではあったが、しかし隋朝の当時においてもすでに中国には数多くの周辺諸民族との間に、日本民族が経験したよりははるかに長い、そして複雑な交渉の歴史があったのであり、その間に形成された異民族観・異民族問題処理の態度は、長い中国民族の歴史のうちに成立したその道徳・政治の理念とも結びついたものとなっていたのである。そのような中国・隋との間に、『三國志』東夷伝の倭の女王卑弥呼や『宋書』倭国伝の倭の五王の交渉とは違った外交の開始を、『隋書』倭国伝や『日本書紀』の伝えるところによって理解しようとするのであるが、その理解の仕方を見ると、隋にもたらされた倭国王の国書を「対等」、または「対等以上」とする理解には、「日出処」・「日没処」を中国において「東・日本」・「西・中国・隋」

と対照的に、または前者を後者より優位に解釈すべきことを自明の理とする「日本史観」ともいうべきものがそこに感じられる。しかしそのような理解の仕方を他民族との交渉の事実には直ちに適用して、はたして正しい理解ができたであろうか。倭国王の国書についての従来の理解は栗原朋信氏の言葉のように

だが第一の解釈(対等の態度、増村)にせよ、第二の解釈(対等以上、同上)にせよ、決め手らしいものは何もない。十分なる論拠は両者ともに欠けている。そう思いたいからそう思う、というのでは話にならない。

とも言えるわけであり、また外山軍治氏の言葉に

この国書は、日本では、聖徳太子が、大国である隋に対していささかもへりくだることなく、堂々と対等の態度で書いたものとして大いにこれを重視する傾向がある。煬帝がこの書面をみて不機嫌になったという。その理由についてはふかく詮議したものはないようだ。先方は大国だと考えているのに、小国から対等の文言をつかったので悦ばなかったのはあたりまえだ、ぐらいに考えてすませているらしい。が、わたくしは疑問をいだく。

とあるように、^⑧従来の理解には再考をうながす余地が確かであったと考えられる。

従来の関係文献のうちにあつて、注目すべきものは先年の西嶋定生氏の論説であつた。それは六—八世紀の東アジアの動きを、中国王朝と東辺諸国との関係の推移として、中国王朝を中心とする冊封体制の展開のうちに説明したものであり、その「隋と日本との関係」において倭国王の国書問題をとりあげ、煬帝の不興の原因は日本を隋と共に天子と称した点にある、ごくであるが、突厥の沙鉢略可汗と隋の文帝の間にも共に天子と称した国書の往復があり、そこには日本の場合のような問題は起っていない。また裴世清の遣使は国書事件の後であつたから、煬帝の不興は国交を拒絶するにいたらなかつた、とすれば、隋王朝の好悪にかかわらず、その体制の性格として夷狄の首長を自己と同じく天子と認めることもできるものであつたということになる。もし、普天の下、王土に非る莫しといわれる天下的世界観に立脚する中国王朝に、名実共に世界帝国の体制を整えた隋王朝に、そのような通常の理解と矛盾するように見える事実があり、中国王朝から日本が天子、もしくは東天

皇と称することが認められていたとすれば、国書問題は通常の評価のように隋との対等の国交という評価を裏書きするごくであるが、しかし、と西嶋氏は論説を改めて、「対等」と説明された国書問題をふくむ隋と日本との国交を、当時の中国王朝の秩序体制と日本の国家体制との関連において理解すべきであるとして、中国王朝による冊封体制を説き、日本は隋から冊封されない蛮夷の国である、このような隋王朝にとって不臣の外域をなす所の首長の称号いかんは中国王朝の秩序体制の外にある問題となる。しかしそのような外域から王化を求めて遣使朝貢する限り、これを宣諭し徳化につとめることは中国王朝としての必然的行為なのである。従つて中国からすれば、この国交は対等の性格のもの、すなわち敵国抗礼の相手ではなかつたのである、とし、^⑨なおこの後に日本側の観点からの説明が続く。西嶋氏の説述は論理的に展開してあるので省略しえず、その紹介が長くなつたが、拙稿に関係するところは、要約に誤りがなければ以上のようである。

この西嶋氏の論説の後に同じく冊封体制の視点から栗原朋信氏の論考が出された。すなわち、外民族から中国皇帝

に送られた文書、及び交渉の事実によると、中国皇帝と外民族君主との間に対等国・不臣の朝貢国・外客臣・一般外臣などの礼式があり、中国ではこれを適宜に操作して相手の地位を明らかにしたのであるとし、中国に送られた外民族の文書に見えるその君長の名・称号について検討し、倭国王の国書の「日出処天子」・「日没処天子」について、日本を優位・隋を次位にする意がこめられていたとし、煬帝の不興を買うのは当然である、とした。^⑩

栗原氏が従来 of 解釈にあき足らずに論拠にもとづいて出した新しい考説も、その論拠のことは後に言い及ぶとして、煬帝の不興は倭国王が自らを「日出処天子」と称し、煬帝を「日没処天子」と見下げたことにあるとする点では、古い解釈の仕方と変るものではなかった。^⑪ともあれ、二人の東洋史家によって考究された倭国王の国書問題が、両者同じ方向の論説をしたのではなく、西嶋氏は体制論から倭国王の称号は「天子」（及び『日本書紀』の「東天皇」）だけしか取りあげなかったのであるが、同じ冊封体制論から別な結論が導かれたとすれば、倭国王の国書問題にはなお残された問題があると考えるべきである。外山軍治氏によって

新しい考説が出されたのもそのためであろう。

外山氏は煬帝が倭国王の国書を悦ばなかった理由として、国書に敬語的な文言がいささかも認められぬ、また「致書」という文言がおかしい、国書は対等とか対等でないとかいう以前のものです、書翰の文章の体をなしていないとさえ考えられる、この国書の文章はむしろちゃくちゃであったといわれてもしかたがあるまい、常識はずれた国書の文言ではある、とし、煬帝が不機嫌になったのはそのためである、とした。^⑫

いわゆる敬語的文言がなく、また「致書」の文字を使用した国書は突厥の沙鉢略可汗から隋の文帝に送られた事例があり、すでに漢の文帝から、南越王に送られた国書にも「致書」が使用してあること、及び私は別の理由から外山氏と同じく倭国王の国書を非常識なものと考え、また「国書の幼稚さ」を考えることなどについては後節にゆずって、後文にも関連があるので、ここでは煬帝が鴻臚卿にいった言葉について述べておく。

隋書の文章は

(A)帝覽之、不悦

(B) 謂鴻臚卿曰、蛮夷書有無礼者、勿復以聞

である。これについて従来の説明では、(A)については前掲の「怒って之を却えた」のほかに、「……と怒って妹子等を却けたことは隋書、東夷、倭国の条に見える処であり」とし、また「怒った」、「憤った」、「はなはだ悦ばなかった」、「大いに怒った」、「煬帝の憤激の言」である、さらには小野妹子が帰国の途中百済において失った『日本書紀』が伝える、隋帝が与えた文書の内容を推測した説明の「相当憤怒に充ちた語句に依って綴られていたこと想像に難くない」など、国書に対する煬帝の感情を隋書の表現以上に解説するのは、前述のように「日出処・東・日本」、「日没処・西・中国・隋」を自明の命題とし、しかもこれに「中華」観念が当然反撥したであろうことを推測するからである。

漢の恵帝の三年(前一九二)匈奴冒頓单于が吕太后に送ったかの「媾書の」無礼には「吕后大怒」・「高后大怒」・「太后怒」とあり、『史記』季布伝、『漢書』匈奴伝・季布伝、開皇三年(五八三)二月突厥の寇辺があり、六畜みな尽きたときの隋の文帝を「天子震怒」とし、『隋書』突厥伝、明の太祖が日本

の王(良懷、懷良親王)を責めて、示すに征せんと欲する意を以てしたときの良懷の上表について『明史』日本伝には「帝得表、愠甚」とある。これらは異民族の無礼・侵寇に対する中国皇帝側の態度を表わした文字であるが、当然のことながら「大怒」「震怒」とあるべきはそうあるのである、¹³⁾「不悦」とは「悦ばない」のであり、これを直ちに「怒った」「はなはだ悦ばなかった」などと同義にして過ぎた解説をすべきではない。「帝覽之、不悦、謂鴻臚卿曰」は『隋書』(卷五十七)薛道衡伝に

〔煬〕帝即位、(中略)欲用為秘書監、道衡既至、上高祖文
皇帝頌、帝覽之不悦、顧謂蘇威曰、道衡致美先朝、此魚藻之
義也

とある文章の形であり、同伝の後文において道衡に対して「帝怒曰」とか「憲司重奏、縊而殺之」ということになるのは、なお幾段階の経緯があった後のことである。歴史的考察を別にして、倭国伝の文章だけについて見ても、煬帝が怒って妹子等を却けたというような意味が表われてはいない。

(B) について「蛮夷の書、無礼なる者(礼無き者)有り、復

た以って聞する勿れ」という読み方がある。しかしこの読み方では「一般に蛮夷の書には無礼なる者がある」ということになり、煬帝が倭国王の国書によって発した言葉としては適当な読み方ではない。中国観念からすれば「無礼なるものが有る」から「蛮夷」であるのであって、それは倭国王の書によって初めて知られることではなかったはずである。もしこの読み方をとれば「蛮夷」の書はこの後には一切上聞されないことにもなる。この文章はやはり「蛮夷の書、無礼なるもの（礼無きもの）有らば、復た以って聞すること勿れ」と読むべきである。

二、日所出・日所入と中国

中国文献では天文現象・時刻を表わすときは「日出・日没」を用い、地域・方向関係では「日出・日入」を用い、「日出」に対して「日没」「日入」には区別がある。しかし倭国王の国書の「日出処・日没処」は後者の地域・方向関係を表わすものであることは言うまでもない。この国書を煬帝が「悦ば」なかった理由を明らかにするために、当時の中国人の「日所出」「日所入」の知見について検討する。

(一)、日所出

『爾雅』（卷六）釈地の野の部に四極・四荒・四海があげられ、晉の郭璞の注によれば、四荒（觚竹・北、北戸・南、西王母・西、日下・東）は四海（九夷・東、八狄・北、七戎・西、六蛮・南）より外にあり、「四方極遠之國」である四極よりは内にあるとされるのである。いづれにしても、それらは「四方昏荒之國」であり、宋の邢昺の疏には「日下者謂日所出処、其下之國」とあり、また四荒については「謂之四荒者、言声教不及、無礼儀文章、是四方昏荒之國也」とある。『爾雅』の説明は四方の國々を図式的に示したものであるが、「日所出処」である「日下」を「四方昏荒之國」に数えている。『淮南子』（卷五）時則訓の五位に

東方之極、自碣石山過朝鮮、貫大人之國、東至日出之次・樽木之地・青土樹木之野、大皞句芒之所司者、万二千里

と、「日出之次」を實在の地の碣石・朝鮮よりはるか彼方の説話の国においている。『山海經』諸篇の成立に新古があることには説があるが、その成立がもっとも新しく東漢から魏晉の間に推定される海内經・大荒經のうちの大荒東經に、「日月所出」の山が五カ所あり、また日月を止めて

その出入を調節し、その長短を司る「東極隅」もある。また大荒西経に「日月所入」、「日月所出入」の山が七カ所あり、「西極」について日月星辰の行次を行なう者のことも述べてある。このように日月が出入する山名がいくつか出ているのは、季節によって日月の出入する山名が異なるのであるとする考説もあるが、清の郝懿行の箋疏に「文多濛雜、漫無統記、蓋本諸家記録、非一手所成故也」、また「諸文重複雜踏、踏較不倫、蓋作者非一人、書成非一家故也」とあるように、その成立の背後に例えば前掲『淮南子』の説のような種類の雑多な説話があったことを想わせる。ともあれ、「日月所出入」は「大荒」のうちにあるとされるのである。

いま「日月所出」と倭国との関係について見ると、大荒東経に

東海之外、大荒之中、有山名曰大言、日月所出、有波谷山者、有大人之國

とあり、この「大人之國」についての郭璞の注に、晉の永嘉二年(三〇八)に捕えられた鷲鳥から得た鉄鏃によって一丈五尺の人を推計し、続いて倭国人が風に遭って大海の外

に流され、大人国に至った、その人の長け皆丈余であった、という平州別駕高会の話が載せてある。中国では倭人・倭国の住所・位置について「楽浪海中に倭人有り」(『漢書』地理志下)、「倭は韓の東南の大海中に在り」(『後漢書』東夷伝)、「倭人は帯方の東南の大海中に在り」(『三国志』東夷伝)、「倭国は高麗の東南の大海中に在り」(『宋書』夷蛮伝)と伝えるのであるから、郭璞の注する大人国などのある「日月所出」は大海中にある倭国からさらに大海をへだてた彼方にあるわけである。『通典』边防に杜佑も

倭国、一名日本、在中国直東、扶桑國復在倭國之東、約去中国三万里、蓋近於日出処

と記している。

『洛陽伽藍記』(巻五)によれば宋雲が西方に使いして神亀二年(五一九)十二月に烏場国に入ってその国王に謁見したときのことを

国王見大魏使宋雲来、拜受詔書、語人問宋雲曰、卿是日出人也、宋雲答曰、我國東界有大海水、日出其中、実如来旨

と記載してある。昭曠闕本では「卿是日出処人也」となる。「実如来旨」で宋雲は烏場国王が中国を指して「日出(処)」

といったのを肯定した形になっているが、文章は「中国の東界に大海水があり、日はその中に出る」というのであり、宋雲自身は中国そのものを「日出(処)」と思っていなかったことを示しており、それは当時の中国人の知見からいっても当然のことであった。

『旧唐書』東夷伝倭国・日本国の条に

日本国者、倭国之別種也、以其国在日辺、故以日本為名、或曰、倭国自惡其名不雅、改為日本

とあり、『新唐書』東夷伝日本の条には

後稍習夏音、惡倭名、更号日本、使者自言、国近日所出、以
為名

とあり、その後以前者では「或云、日本旧小国、併倭国之
地、其人入朝者、多自矜大、不以実対、故中国疑焉」とあ
り、後者にもほぼ同様のことが記載されている。小国の日
本が倭国を併せた事情と共に、その国が「在日辺」といい、「近日所出」という倭使の説明は、「日所出」についての
当時の中国識者の見解からすれば、それは疑わしいもので
あったので、「故中国疑焉」とし、「或曰」の事情をも併
せ記してあるのである。^②

『漢書』地理志下の末尾の分野の燕の項に「然東夷天性柔順、異於三方之外(師古曰、三方謂南西北也)、故孔子悼道不行、設浮於海、欲居九夷、有以也夫」とある。これは『論語』子罕篇の「子欲居九夷、或曰、陋、如之何、子曰、君子居之、何陋之有」をふまえているのであるが、地理志の文章は殷の賢人箕子が東方朝鮮に逃れて土民を教化したこと
を述べ、「可貴哉、仁賢之化也」という文章に続くものであり、また『後漢書』東夷伝の論曰に「苟政之所暢、則道義存焉」とあるのも同じ趣旨であって、ともに道義の主体は中国にありとするものである。「君子これに居らば、何の陋かこれ有らん」と読むべき『論語』の「君子居之」などによって、東方に「君子国」を想定する説話もあった。わが国が「君子国・礼儀の国」とされ、中国によりよく知られることになったのは、遣唐使の派遣が重ねられてから後のことであると考えられる。唐の玄宗の御製送日本使に「日下非殊俗、天中嘉会朝」という句がある。「四方昏荒之國」のうちに数えられた「殊俗」の「日下」が「殊俗に非ず」と評価されるに至った。^③唐代の中国がわが国について理解をより深めると共に、わが国もまた中国との交渉に

経験を積むことになったのである。

(二) 日所入

張騫の「鑿空」があつてから、西方との交渉がいよいよ盛んになり、中国人の西方地域についての知見がいちじろしく増すに至つた。『史記』大宛伝は張騫の遠征後の早い時期の知識を記載したものであるが、司馬遷はその論贊において黄河の河源をなし、日月があい避隠すると伝えられた崑崙山の存在を否定して

禹本紀言、河出崑崙、崑崙其高二千五百余里、日月所相避隠
為光明也、其上有醴泉・瑤池、今自張騫使大夏之後也、窮河
源、悉暗本紀所謂崑崙者乎、故言九州山川、尚書近之矣、至
禹本紀・山海經所有怪物、余不敢言之也

と言ひ、九州の山川をいうものは『尚書』がこれに近いと、「雅馴ならざるもの」をしりぞけるその持論をここでも述べている。司馬遷の言葉のうちには、漢使がきわめたという黄河の発源する于廋の南方の山——これは誤解であつたが——を、武帝が古圖書を案じて改めて「崑崙」と名づけたことについての不満の意さえ汲みとられ、中国の西辺ほど遠くない所に考えられていた「日月あい避隠」する崑崙の

存在は、前一世紀に司馬遷によつてはつきりと否定された。

『山海經』の諸篇のうち、その成立が古く司馬遷以前に考えられている五藏山經の西山經西次三經の「西のかた日の入る所を望む」山である「渤海」は、郭璞が「今燉煌郡に在り」と注する「三危之山」から、そこに出ている里数を合計しても八百三十里の所にあり、それほど西方の山ではない。また郭璞が「日没、所入山也」と注する西次四經の「崦嵫之山」は「今隴西首陽縣の南方に在り」と注する「鳥鼠同穴之山」の西南三百六十里にあることになっている。司馬遷はこの『山海經』を問題にしなかつたのである。

『漢書』西域伝には烏弋山離国について、長安を去ること万二千二百里、都護の治所まで六十日と、その距離を示し、さらに西は犁靬・条支と接す、行くこと百余日にして西海に臨む条支国に至ると、その西方諸国との位置關係を示した後に

安息長老伝聞、条支有弱水・西王母、亦未嘗見也、自条支乘
水西行百余日、近日所入云

と伝えている。条支より西行「百余日」が、古い『漢書』では「二百余日」に作つてあつたことは、後に掲げる引用

文によって明らかであるが、ともあれ「日の入る所に近しと云」うところは、玉門・陽關から南道に出て、鄯善を歴て南行し、烏弋山離に至って南道の極まる、絶遠にして漢使も稀れに至るところにあるという烏弋山離国から、さらに西方にある条支国よりはるか彼方であったのである。^②

前漢から後漢へと時代が推移するにつれて、中国と西方地域との交渉はさらに進展し、中国人の知見の範囲はいよいよ拡大した。前世漢使はみな烏弋より還り、条支に至る者がなかった。しかし後漢の和帝の永元九年（九七）に西域都護班超による大秦への遣使があり、使者甘英は条支にまで至ったのである。甘英は大海に臨んで航海の困難を知り、ひき返して大秦には行かなかったが、その後桓帝の延熹九年（一六七）には大秦王安敦の遣わした使節というのが日南徼外から通じ来ったのは有名な事実である。「後漢書」西域伝にはそれらの大秦国関係のことを記した後に

或云、其国西有弱水・流沙、近西王母所居处、幾於日所入也、
漢書云、從条支西行二百余日、近日所入、則与今書異矣

とある。地名の比定などにおいては「百余日」と「二百余日」の相違は重視すべきであつても、私があつかう事柄で

はこの相違は問題にしないでよい。また『三国志』烏丸鮮卑・東夷伝に注する『魏略』西戎伝には、前世謬つて条支を大秦の西に在りと為したが、今その実は東に在り、前世また謬つて「条支を」安息より強いとしたが、今は更つてこれに役属し、安息の西界と為る、という事情を述べ、続いて

前世又謬以為弱水在条支西、今弱水在大秦西、前世又謬以為從条支西行二百余日、近日所入、今從大秦西、近日所入と記している。すなわち、そこには前漢の知識の誤りがそれ以後の知見によって正されており、前漢には条支国は遠い彼方の国とされたが、その条支国に漢の使者が往復し、さらに西方の大秦国からの使者というのが来朝したことによつて、「日の入る所に近い」ところがあるとすれば、それは西方の大秦国よりもはるか彼方にあるであろうことが知られたのである。これは正史に明らかになつてゐる二世紀・三世紀ごろの中国人識者の知識である。^③

『洛陽伽藍記』（卷四）永明寺の条に「百国沙門三千余人、西域遠者乃至大秦、尽天地之西陲」とある。この遠い西方の大秦国について『北史』西域伝には、その国の位置を条

支から西のかた海曲を渡ること一万里、代を去ること三万九千四百里と示し、「其海湧出、猶渤海也、而東西与渤海相望、蓋自然之理」と、極限において東・西あい望む関係にあると考えているらしい。「自然之理」を述べた後には

於彼国観日月星辰、無異中国、而前史云、条支西行百里日入処、失之遺矣

と記してある。前述のように「日の入る所に近い」ところを古本『漢書』では条支から「西行二百余日」とし、今本では「西行百余日」に作り、条支から「西行百里」の所を「日入処」とした前史はないが、ともあれ、西方の大秦国においても日月星辰は中国において観ると同じであるとす

る。
『北史』の撰者李延寿の生卒年は不明ながら、その在世代はほぼ推知できる。^⑤また『史通』(巻一、六家)に劉知幾は「皇家顕慶中、符璽郎隴西李延寿抄撮近代諸史、(中略)号曰南北史」としているように、南北史の編述は唐の高宗の顕慶年間(六五六―六六〇)ではあるが、それは南北朝の諸史を「抄撮」したのであり、その事業は「多く旧事を識っていた」父大師のものを受けついでなのであるから(『新唐

書』卷百二、李延寿伝)、『北史』西域伝の伝えるところを唐初

七世紀の知識として年代を下げて考察することはいらない。

漢魏時代に西域の極遠に「大秦」と呼ばれる仙境に類した豊楽の国が存在するように考えられたことには説がある。^⑥しかし大秦国については『魏略』西戎伝の大秦国の条に

其俗、人長大平正、似中国人而胡服、自云、本中国一别也

とあり、『北史』西域伝にも

其人端正長大、衣服車旗擬中国、故西域謂之大秦

とある文章によっても明らかであるように、中国の主体性を失う仕方において、西方に中国より優れた「大秦国」の存在を肯定しているのではない。

(三) 中国

漢民族が自らの住む地域・国を華夏・諸夏などと共に、

中華・中夏・中国・中州・中土・中原・中朝などと称した

ことは知られている。^⑦中夏は四裔・四荒に対称され(『後漢

書』班固伝・同書馬融伝)、中土は荒裔に対称されるように(『洛陽伽藍記』卷二)、中夏・中土は天下の中心をなしており、そ

こは文化の開けた地域であり、そこに住む者は優れた者で

あると考えられた。杜佑の『通典』辺防の序に「覆載之

内、日月所臨、華夏居土中、生物受氣正」とあるのは、その事情をよく伝えている。そして中国の天子はあまねく天下に君臨するものと観念された。『史記』五帝本紀の帝顓頊紀に「動靜之物、小大之神、日月所照、莫不砥屬」とあり、『隋書』煬帝紀下に大業十年(六一四)二月高句麗征伐についての詔に「君臨天下、日月所照、風雨所沾、孰非我臣」とある。「日月所照」が天子に服属するすべてであると共に、また「日月所出入」が天下のさいはてであった。『後漢書』南蛮・西南夷伝の范曄の論に

漢氏征伐戎狄、有事辺遠、蓋亦与王業而終始矣、至於傾没疆垂、喪師敗將者、不出歳時、卒能開四夷之境、歎殊俗之附、若乃文約之所沾漸、風声之所周流、幾將日所出入、処也、著自山經水志者、亦略及焉

とあるのは、そのことをよく示している。さらに「日出」「日入」が天下の辺境であることを表わす文章としては、『隋書』(卷六十七)裴矩伝にその撰書の『西域図記』の序を載せて

皇上(煬帝)膺天育物、無隔華夷、率土瞻黎、莫不慕化、風行所及、日入以來、職貢皆通、無遠不致

とあり、明の神宗の万曆二十三年(慶長五年、一五九五)豊臣秀吉を「日本国王に封ずる制書」に

帝命溥將、暨海隅日出、罔不率俾

とある。前者は『西域図記』であるから「日入以來」とあるのであり、後者は後世の資料であるが、その文章は古典をふまえたものである。

しかし、中国にあって天下に君臨すべき皇帝が「日入之部」から中国の天子を「日出主」と呼称した歌詩を嘉納した事実がある。『後漢書』南蛮・西南夷伝の苻都夷の条に、

明帝の永平中(五八―七五)に益州刺史朱輔の綏撫によって、白狼などの諸夷百余国が臣僕と称して奉貢したとき、白狼王らは「遠夷樂德歌詩」「遠夷慕德歌詩」「遠夷懷德歌」を献じた。明帝はこれを嘉して史官に下して記録せしめたので、それらの歌詩が残ることになったのである。歌詩は夷人の本語で歌われたものを土語に通じた犍為郡掾の田恭なる者が華言に重訳訓詁したといい、『後漢書』の本文には華言の訳の方が載せられ、夷言の方は各句ごとに注する李賢の注によって見られ、両者合せて『東觀漢記』に収められたという夷人の歌詩の形を知ることができる。それら華

言の歌詩の文辞はすでに重訳訓詁を経たものであって、その発想も類型的であるが、「遠夷慕徳歌詩」の初めには

蛮夷所処、日入之部、慕義向化、帰日出主

とある。この「日入」・「日出」の対照は中国的な発想ではなく、夷人のものであることは明らかである。この歌詩をも明帝が嘉納したのは、西方極遠の辺地にあるであろうことが中国ではすでに知られている。「日入」を自らの所として、遠夷が「涉危歴險、不遠万里、去俗帰徳、心帰慈母」と歌って貢獻してきたからである。この越裳氏の貢獻にも比すべき西南夷の慕義貢獻のあった永平十七年(七四)には、甘露しきりに降り、神雀京師に集まる祥瑞があり、また西域諸国が遣使入侍したために、公卿百官が朝堂に奉觴上寿したのであって、「遠夷」の献じた歌詩の表現の多少の字句にこだわるまでもなかったのである。

また『北史』西域伝波斯国の条に

神亀中、其国遣使上書貢物云、大国天子、天之所生、願日出処、常為漢中天子、波斯国王居和多、千万敬拜、朝廷嘉納之

とある。『魏書』肅宗孝明帝紀の神亀元年(五一八)閏七月丁未の条に「波斯・疏勒・烏婁・龟茲諸国、並遣使朝貢」と

あるので、波斯国王居和多の遣使は神亀元年であったことが明らかになり、居和多はササン朝のカバド一世(Kavadh I 四八八―五三二)に比定される。

この波斯国王の上書については栗原朋信氏に考説があった。^⑧すなわち、波斯国王はその上書において自らを「中天子」と卑称しているから、「日出処」の大国北魏の天子を「大天子」と見ているのであり、また「中天子」の波斯は「日没処」であるはずであるとして、「大天子・日出処」と「中天子・日没処」の対称のうちに優劣の意がこめられているために、魏廷は波斯国王の上書を嘉納したのであると説明し、この事実を倭国王の国書に合せて解釈し、倭国王の国書も日本を優位に、隋を次位に見立ててあり、自らを「日出処天子」と称し、煬帝を「日没処天子」と見下げたので、少くとも煬帝はそう解釈して不機嫌であったのである、とするのが、その説明の主旨であったと理解する。栗原氏の考説は国書の形式、倭国王の称号などの論拠をもふまえたものであって、教えられるところがあるのであるが、右の波斯国王の上書の説明には従うことができない。波斯国王の上書の読みは「中天子」が下の波斯国王

居和多にかかるのではなく、前掲引用の句読のように「漢中天子」となるのであり、「願日出処、常為漢中天子」を一句として読むべきであるからである。従ってこの波斯国王の上書は栗原氏の考説のような形では、倭国王の国書を考察する直接の資料にはならない。

それらのことについて私は発表したことがある。^③その後榎一雄氏にも栗原説の批判があったことを知った。榎氏の要旨を『史学雑誌』の史学会大会記事によって見ると、その指摘の中心も「願日出処、常為漢中天子波斯国王」の辭句にあったようである。その点は私も同じ意見であるが、波斯国王の上書を「願わくは日出の処常に漢中の天子たらん、波斯国王居和多、千万敬拜すと読」むとすれば、それは解しがたい文章であること、また栗原氏の読みの「願わくは日出処は常に漢（中国）たれ」（『朝日新聞』）も解しがたいものであること、この上書は

大國の天子は天の生む所、願わくは日出する処は、常に漢中天子の為めにあれ（為めにあらんことを）

と読むべきことを、私は今年十一月四日の昭和四十二年度東洋史談話会大会（京都大学法経第七教室）において本稿の

要旨を発表したときに述べた。^④もし「願わくは日出処は常に漢（中国）たれ」の意味に読むとすれば——その文章もおかしいが、前述によって明らかであるように、中国の觀念では「日出処」は天下の周縁地域に考えられているのであるから、それは讚辭とはならず、しかも「中天子」にせよ「天子」と自称する者の国書であるから、それを魏廷が「嘉納」するほどのことはなかったはずである。波斯国王の上書はもとほ土語をもって書かれたものが、漢訳され、それが要約されて史書に記載されたのである。その「漢中天子」は魏朝側としては「中国中原の天子」の意味に解し得るものであったと考える。^⑤

波斯国は神龜元年の遣使の後に正光二年（五二二）・三年と連続して北魏に遣使したほか、南朝梁の武帝の中大通二年（五三〇）・大同元年（五三五）に使節を遣わしたので、その時中国に南北両政権が対立している実情を目的あたりに知見したわけであるが、しかし波斯国の北魏への遣使は神龜元年（五一八）が初めてではなく、『魏書』本紀によれば文帝の天安元年（四五五）十月・和平二年（四六一）八月、献文帝の天安元年（四六六）三月・皇興二年（四六八）四月、孝文

帝の承明元年(四七六)二月、宣武帝の正始四年(五〇七)十月と数多い遣使朝貢の事実が記録されているから、おそらく波斯国では神龜遣使の以前にすでに魏朝が中国の「北朝」である事態を知っていて、しかも「日出ずる処は常に中国天子の為めにあれ」という讚辞を呈したのであろう。そしてこの後やがて南朝に通好したのも、その嘖嘖政策のため中国接近であったであろう。今これを魏朝側からみれば、現実に南方に対立政権が存在するにかかわらず、遠く西方の波斯王がよせた上書の「願日出処、常為漢中天子」の文言は、中国の觀念からすれば「日出ずるき、わみまで、すべて中国天子の為めにあれ」と解すべきものであったから、それは十分に嘉納に価するものであったのである。

以上によって中国人の「中国」、及び「日所出」・「日所入」の觀念が明らかにになったとすれば、「日出処天子」・「日没処天子」を隋廷において「東の天子」・「西の天子」の対称として、すなわち「対等」の意味に理解するはずはなく、まして中国を「対等以下」に考えるはずもない。しかも次節において述べるように中国体制の觀念からすれば、異民

族の君長に「天子」を承認することができないのであった。倭国王の自称する「日出処天子」は極東の辺陲の「天子」であり、これは「沐猴にして冠する」とも、「夜郎自大」とも解しえたであろうが、「日没処天子」は中国を「日没処」とは考えない隋朝では理解しがたいものであったはずであり、倭国王の国書は隋廷では非常識なものと思われたであろう。外山軍治氏は国書に敬語的要素がなく、また「致書」の文字が使用してあることによって、国書の文章を非常識なものとしたのであるが、「致書」には使用例があるからともかく(後述参照)、私はすでにその前の「日出処天子」・「日没処天子」に問題があると考ええる。

三、中国体制と「天子」

ここで、西嶋定生氏の論説のうちに言い及んであった中国の秩序体制である冊封体制の性格として、夷狄の君長を中国と同じく「天子」と認めることもできるものであったか、その称号いかんは中国王朝の秩序体制の外にある問題であったか、どうか、を検討する。

倭国王の国書に近い事例について見れば、『隋書』突厥

伝に隋の文帝の開皇四年(五八四)突厥沙鉢略可汗撰図から隋帝に送られた国書を次のように載せている。

辰年九月十六日、從天生、大突厥天下賢聖天子、伊利俱盧設莫何始波羅可汗、致書、大隋皇帝、使人開府徐平和至、辱告言語具聞也、皇帝是婦父、即是翁、此是女夫、即是兒、例兩境雖殊、情義是一、今重登親旧、子子孫孫、乃至万世不断、上天為証、終不違負、此国所有羊馬、都是皇帝畜生、彼有緡綵、都是此物、彼此有何異也

沙鉢略可汗はその可賀敦がもと周室の出であったので(北周の千金公主、宇文氏)、楊氏にうばわれた周室のために復讐せんとして隋に入寇した。隋は長城を修復し、辺備を固めた。両者の間に勝敗はあったが、突厥内部の紛争のために沙鉢可汗は隋に援助を求め、可賀敦もまた姓を楊氏に改め文帝の女たらんことを請うた。文帝は懐柔のために徐平和を遣わしてこれを許した。突厥可汗の国書はその事実をうけているのである。隋帝と突厥可汗は「皇帝是婦父、即是翁、此是女夫、即是兒」という間柄になったのであるが、国書の文言は中国側からいえば孝順の態度と解しうるものではない。外山氏によって取りあげられた「致書」は

この文書にも見られる。突厥可汗の国書に対する文帝の報書は

大隋天子、貽書、大突厥伊利俱盧設莫何沙鉢略可汗、得書知大有好心向此也、既是沙鉢略婦翁、今日看沙鉢略、共兒子不異、既以親旧厚意、常使之外、今特別遣大臣虞慶則、往彼看女、復看沙鉢略也

であった。『隋書』(卷四十)虞慶則伝、(卷五十一)長孫晟伝によれば、突厥可汗の要請によって特別に重臣を派遣して正式に可賀敦に対する楊姓の下賜と大義公主に改封の命を伝えしめたのである。隋使がもたらした詔書では、さすがに突厥可汗を「天子」とは言わず、その内容を見ても中国皇帝の立場を堅持しており、「致書」に対して「貽書」の文字を使用してある。前掲両伝、及び突厥伝によれば、この時隋に抗礼せんと欲し、詔書を奉ずるに起拜を肯じなかつた可汗が、中国使節に説諭されて顛跪して璽書を受けた。その後さらに突厥の内部事情もあって、沙鉢略可汗は「大突厥伊利俱盧設始波羅莫何可汗、臣撰図」と臣・名を称し、「竊以、天無二日、土無二主、伏惟大隋皇帝、真皇帝也」と述べ、長く藩付となり、侍子を入朝せしめ、朝

貢することになった。文帝は突厥可汗に「詔答諸事、並不稱其名、以異之」の待遇を与え、郊廟に告げ、下詔して隋と突厥が君臣となり、一体となったことを天下に知らしめた。隋書によれば、この問題はこのようにして結末がついたことになっている。

同様の事例は古くにもある。『史記』南越伝、『漢書』西南夷・兩粵・朝鮮伝によれば、趙佗は高帝の十一年(前一九六)南越王に冊立されて後、高后の五年(前一八三)に貿易制限を受けたことから自立して「南越武帝」(『漢書』南武帝。『資治通鑑』南越武帝)の尊号を称し、黃屋左纛に乗り、稱制すること中国とひとしかった。趙佗は漢人であるが、自ら「居蛮夷中久、殊失礼義」と言い、『漢書』卷四十、陸賈伝、「蛮夷大長老」と自称したのであるから、この事例を「蛮夷」に準じて考えてよい。文帝はその元年(前一七九)代王より帝位についたことを諸侯・四夷に告げしめたとき、趙佗のもとには高帝による南越王冊立のときに使した陸賈が派遣された。『漢書』によれば、その時の詔書には「皇帝謹問南粵王、甚苦心勞意、朕高皇帝側室之子、棄外奉北藩于代、道里遼遠、壅蔽樸愚、未嘗致書」に始まり、兵寇は双

方に利益をもたらさないこと、服領(山名)以南を南越王の自治にゆだねる意向が漢側にあることを述べ、続いて

雖然王之号為帝、兩帝並立、亡一乘之使、以通其道、是争也、争而不讓、仁者不為也、願与王分棄前患、終今以來、通使如故、故使賈馳諭告王朕意、王亦受之、毋為寇災矣

とある。南越王は頓首して明詔を奉じ、長く藩臣となり貢職を奉ぜんことを願ひ、国中に「吾聞、兩雄不俱立、兩賢不並世、漢皇帝賢天子、自今以來、去帝制黃屋左纛」と下令し、また上書し、改号して帝を称せざることを誓った。

さらに景帝のときにも使者を遣わして「称臣・入貢」した。趙佗はその後も国内にあってはひそかに尊号を称したというが、天子に使するときは王と称し、漢ではこれを諸侯のごとく処遇した。中国皇帝の詔論と蛮夷の君長の反省によって事の始末がついたことに『史記』・『漢書』ではなっている。

南越王の場合も、突厥可汗の場合も、ともに中国の秩序体制からすればその「皇帝・天子」を承認できるものではなかった。もし承認できるものであるとすれば、中国の冊封体制そのものが成立しないであろう。しかし兩者ともに

実力者であつて、自立した趙佗は長沙の辺邑を攻めて数県を敗り、広く東西を役属し、漢の討伐軍も暑湿・大疫のためその境に進入しえなかつた。また北齊・北周をなやまし、ひき続き控弦の兵四十万を動員して入寇する突厥の動向は、南方になお陳朝もひかえることではあり、新興の隋にとつてはその運命を左右することにもなる重大問題であつた。「蛮夷」が尊号を称したのはそのような事態においてである。しかし、その「皇帝・天子」を中国において承認したのではなく、そのような事態がしばしの間継続したにすぎなかつた。そして、その「皇帝・天子」を中国では承認できるものではなかつたから、説論の使節が派遣されたのである。

倭国王の国書問題も『隋書』倭国伝では南越王・突厥可汗の事例と同じ経過によつて結着がついたことになつてゐる。倭国伝の關係部分の構成を見ると、煬帝が「悦ば」なかつた国書の記事に続いて、裴世清が倭国に派遣され、倭国に附庸する諸国を経てその都に入るまでの経路と、倭王の歓迎の模様を記載した後に、隋使が見えたとき倭王は「我聞、海西有大隋礼義之国、故遣朝貢、我夷人、僻在海

隅、不聞礼義、……」と述べ、裴世清はこれに答えて「皇帝德並二儀、沢流四海、以王慕化、故遣行人、来此宣諭」と、皇帝の宣諭の旨を伝えたのである。遣隋使派遣の回数も『隋書』本紀と倭国伝（及び『日本書紀』）の記事について考察するときなど、倭国伝の「此後遂絶」の記載の不備が指摘されることがあるが、倭国伝の構成からすれば、裴世清は倭王に見えて退いた後に、人を遣わして「朝命既達、請即戒途」と謂わしめ、倭国の使者が裴世清の帰るに随いつて方物を貢した、ことで大業三年の国書の問題も結末がつき、「此後遂絶」となつてゐるのである。すなわち、裴世清はわが国の研究文献の説明にいうように「答礼使」としてきたのではなく、「宣諭」のための使節であつたのであり、^⑤『日本書紀』が伝える小野妹子の第二回の遣使を倭国伝では隋使の帰国に随伴して方物を貢したものとしてゐる。なお倭国伝では問題の国書の記事の前に、倭国は新羅・百済が敬仰する大国であることを記しつつも、それらの国が倭国に恒に「通使往来」するとし、その通使を「朝貢」というように表現してないことも注意される。

以上に「蛮夷」が「天子・皇帝」を称した事例をあげた。

中国史上には中国と接壤した地域に形成された「夷狄」の勢力が数多く記録されているが、詳細にいえばその事情は必ずしも同じくはない。いま問題にしている趙佗の場合は漢人であったことを別にしても、すでに南越王に冊立されたことがあったのであり、また突厥可汗の場合は名義的にせよ文帝の女婿であったのである。しかし、いづれにしてもそれら勢力の消長は漢・隋にとつては大きな関心事であったが、それら政権はまた流動的な要素をかかえていた。

南越国では趙佗の次代において隣国の閩越王に討たれて漢の援助をおおぐに至ったのであり、突厥の事情は「叔姪兄弟、各統強兵、俱号可汗、分居四面、内懷猜忌、外示和同、難以力征、易可離間」(『隋書』長孫晟伝)とあるとおりである。

わが国は南朝とは冊封関係があったことがあるが、北朝とはその関係がなく、また隋との交渉にあたっては、朝鮮半島の問題を共通にもつとはいへ、海をへだてており、その利害関係は前二者のように直接的ではない。中国と「蛮夷」の関係を考察するときには、それらの事情をもとより考慮すべきであるが、中国体制論からいえば類似の場合として提示できる。

「日出処天子、致書日没処天子」の国書をもたらしした倭国王は「宣諭」された。しかし隋帝を「悦ば」せなかった国書によって朝拜した「妹子等を却け」、「国交を拒絶する」ほど、中国皇帝の心術が単純であるわけではない。『通典』边防には前掲の引用に続いて、中国の中国たるゆえん、夷狄の夷狄たるゆえんを述べた後に

誥訓之所不可、礼義之所不及、外而不内、疎而不戚、来則禦之、去則備之、前代達識之士、亦已言之詳矣

とある。また『冊府元龜』外臣部、悖慢の項には、倭国王の国書をふくむ数多くの夷狄の「悖慢」の事例を集録し、ここにも夷狄たるゆえんを総括的に述べた後に

故聖王畜之若鳥獸、馭之若蟲蟻、示之以威武、接之以礼讓、羈縻而不絶者、誠制御之遠略也

という文辞をもって結んでいる。中国の華夷觀念の成立過程については考究すべきであるにしても、右の文章にみられる理念が唐宋に至って初めて現われるものでないことは、杜佑が「前代達識之士、亦已言之詳矣」と言っていることでも明らかであり、右の文章は『漢書』匈奴伝の論贊の文章をふまえたものである。「中華」帝国の觀念から

すれば、「蛮夷」を招撫し、徳化をもってこれを光被するのは皇帝の重要な徳目の一つであった。今これを歴史事実として隋の煬帝の場合について見れば、煬帝は秦の始皇帝・漢の武帝の事を慕い、外には「行人を召募して、絶域に分使し、諸蕃の至る者には厚く礼賜を加え、命を恭つつしまざるものあれば、兵を以ってこれを撃つた」のであり（『隋書』煬帝紀）、「遠夷に甘心し、珍異を求めた」のである（『隋書』裴矩伝）。すなわち、西方においては韋節・杜行滿を西蕃諸國に、李昱を波斯國に派遣し（『隋書』西域傳）、南方においては大業元年に林邑を征伐し（『隋書』卷五十三、劉方傳）、同三年には常駿・王君政らをして詔書・賜物をもたらしめて遠く赤土國に使いせしめ（『隋書』南蠻傳）、同三年・四年には朱寛をして流求國を慰撫せしめ、ついで同六年には陳稜・張鎮州をしてこれを討たしめた（『隋書』卷六十四、陳稜傳、東夷傳）。また蛮夷の入朝をうながすために厚利をくらす工作をさえたのであって（『隋書』裴矩傳）、それらの外事に多大の失費をともなったであろうことは想像に余りがある。

倭国王の場合には招撫をうけずに、自ら「海西の菩薩天子」に朝拜しきたったのである。その持参した国書

がまともなものであれば、「大国にして珍物多き」倭国からの遣使は、招撫の隋使に随いきたった赤土國の使者以上に、煬帝によって「大いに悦び」迎えられたであろう。

結 び

(一) 隋の煬帝が「悦ば」なかったのは、倭国王の国書が隋を「対等以下・次位」に見下げてあったからであるとする見解があるが、海西の菩薩天子が佛法を重ね興すことを聞いて、倭国王が使者をして朝拜せしめ、兼ねて沙門數十人をして佛法を学ばしめたこと、及び隋使が倭国王に見えたとき、王が「曩くは大国維新の化を聞かん」と言ったことは、『隋書』の記事であるからしばらくおき——しかし後進國として留学生を派遣し、中国の統一政治に関心を示していることは、三十数年後の大化改新の事実と共に十分に評価すべきである——、『日本書紀』の学生・学僧の留学のこと、隋朝を「大唐・大国」と表現してあること、留学生が帰朝して「其大唐國者法式備定珍國也、常須達」と報告していることなどを、倭国王の国書を意識的に隋帝・隋朝を見下げたものと解釈するとすれば、どのような論理によっ

て理解するのであろう。

(二)倭国王の国書によって、日本と中国との国交の「対等」関係の成立が説かれ、その国書は「大唐隋と全く対等の応待をなした尤も有意義の古文書であると言はねばならぬ。一読吾吾をして思はず快哉を叫ばしむるものがある。」とさえ評価されたことがあったが、最近では国書は「対等とか対等でないとかいう以前のもの」であり、「この国書の文言の幼稚さは、さらに何かを示唆するように思う。」と評価された。外山氏の説明ではその「何か」を、朝鮮半島関係のことに関連して理解されているようであるが、それは文面ではやや明らかでない。遣隋使と朝鮮問題の関連についての推測のことはしばらくおき、私はこの国書について次のように理解している。

従来の「対等」の理解は「日出処」・「日没処」を「日出処・東・日本」・「日没処・西・中国・隋」と解してのことであった。日の出るところが東方であり、没するところが西方であることはいままでもないが、その文言があるから「対等」の国書であるという解釈はできない。「日出処」・「日没処」の概念が日本と中国では同じくないからである。

倭国伝には倭使が隋をさして「海西」といったとし、「日没処」というように太陽によって方向・地域を示していないことも参考される。

村瀬之熙の「秋苑日涉」(巻一、国号二、『隨筆全集』巻一所収)に「呉、此訳吉列、暮字訳語、蓋言日没処」と説明するよ
うに、わが国では上古に晉・南朝に通じたとき以来その国
を「呉」の文字で表わし、西方の意味で「くれ」の国とよん
だ。『万葉集』(巻十九)天平五年、贈入唐使歌(天平五年・
七三二出發、同六年十一月帰朝の入唐大使多治比広成のとき)に
「日入国余、所遣」(日の入る国に遣はさる)と歌い、また阿
倍朝臣老人遣唐時、奉母悲別歌に「天雲能、曾伎能伎波
美」(天雲の遠隔の極)と歌い、『続日本紀』(巻三、文武天皇、
慶雲元年十一月丙申・七〇一、同四年五月壬午)の遣唐使関係の褒賞
記事に中国を「絶域」と表現してある。遣隋使、及びそれ
以前のころのことは推して知られる。倭国王の国書では西
方の遠い中国を「日没処」と、自国を「日出処」と表現し、
隋帝を「日没処天子」として「日出処天子」と対称したの
である。そして国書の文言には、漢と「昆弟」の間柄にあ
り、しかも意識的に漢と対抗していた匈奴单于と漢の皇帝

との往復文書の用語の「無恙」を、また漢の皇帝が国書に用いた「致書」（隋と「父子」の関係にあって、しかも対抗的であった突厥可汗も用いた）を使用している。その限りにおいて倭国王の国書は自立・対立の意識をもって書かれたものと言いうるであろう。しかし「日出処天子」・「日没処天子」の表現には、西南夷白狼王が後漢の明帝に上呈した歌詩の「日入之部」・「日出主」の事例、成吉思汗が中央アジア遠征のときに中国から招いた長春真人を「真人来自日出之地跋涉山川、勤劳矣」とねぎらった事例『長春真人西遊記』巻上、太祖壬午の年・一二三三）などを参考すると、太陽によって方向・地域を表わす言い方には後進民族的な「幼稚さ」・素朴さがあると言いうる。

『旧唐書』東夷伝倭国・日本の条にわが国が国号を「改めて日本と為した」時期を明示せず、遣唐執節使粟田真人の遣使（文武天皇、大宝二年・七〇二、唐の則天武后、長安二年出発——慶雲元年・七〇四帰朝）以後を「日本国」の部に載せて区別するだけであるが、『新唐書』では

咸亨元年（六七〇）、遣使賀平高麗、後稍習夏音、惡倭名、更

号日本

と、その時期を『日本書紀』が伝える河内鯨の遣使（天智天皇八年・六六九、唐の高宗の綏寧二年出発、帰朝不明）以後に繋いでいる。『令義解』（巻七）公式令、詔書式に

明神御宇日本天皇詔旨（謂、以大事宣於蕃國使之辭也）云々
咸聞

明神御宇天皇詔書（謂、以次事宜於蕃國使之辭也）云々咸聞と説明してある。『令義解』は元正天皇、養老二年（七一八）の養老令の解釈書であり、養老令は文武天皇、大宝元年（七〇二）の大宝令の改修である。また『令義解』に伝える形は『日本書紀』（巻二十五）孝德天皇の大化元年七月（六四五、唐の太宗貞観十九年）の条に、高麗・新羅の使に詔して曰く「明神御宇日本天皇詔旨、……」と出ている。「日本」という国号の年代とその由来については議論があるが、より素朴な対外的自称である「日出処」・「日出処天子」から、「日本」・「明神御宇日本天皇」と変遷したことは注意される。この変遷は日本民族の自己主張の過程の考察に重要な事実と考えられ、その過程に倭国王の国書問題があったことは見のがしえない事実である。^⑤

⑤中国との国交の「対等」関係の成立は、倭国王の国書

の事例のみによって簡単に説明できることではない。中国と近代諸国との国交上の儀礼問題は、清朝による「開国」以後にも残り、全く問題が解消したのは徳宗の光緒二十年（一八九四、明治二十七年）であった。^⑤ 中国との国交問題は長い交渉の過程において考察すべきであるが、『隋書』が伝える倭国王の国書問題に関連して注意されるのは、新旧兩唐書の伝える貞観五年の倭国の遣使のことである。この遣使（舒明天皇二年・六三〇—四年十月、第一回遣唐使）について『旧唐書』には

貞観五年、遣使獻方物、太宗矜其道遠、勅所司、無令歲貢、又遣新州刺史高表仁、持節往撫之、表仁無綏遠之才、与王子爭礼、不宣朝命而還

とあり、『新唐書』では「遣高仁表往諭、与王爭礼不平、不肯宣天子命而還」となっている。これらの記載は『通典』邊防、倭の条の次の記事をふまえたものであろう。

大唐貞観五年、遣新州刺史高仁表、持節撫之、浮海数月方至、仁表無綏遠之才、与其王爭礼、不宣朝命而還、由是遂絶

『通典』ではこの後に朱儒国・裸国・黒齒国のこと、「日本」の国号の記載があって、「則天」武太后長安二年

(七〇二、文武天皇、大宝二年)の粟田真人の遣使の記事が続く。「由是遂絶」については『隋書』倭国伝の「此後遂絶」の表わす事情も参考され、また次回の遣唐使は二十余年後になることをも考慮すると、貞観遣使の後に日・唐の交渉に一つの転機があったことを想わせる。それらのこと、及びそれ以後の「礼を争わ」ない日・唐の交渉の展開については、なお考究すべきものがあろう。

① 『隋書』東夷伝倭国条の、倭・比孤・婁世清の文字のことは知られているから、言わない。以下、倭国伝と略称する。

② 倭国伝の国書と、『日本書紀』が伝える隋使裴世清を送って小野妹子が再度渡航したときの国書の首部「東天皇敬白西皇帝」に関連して(イ)『日本書紀』の国書を正しいとして、『隋書』を疑う、(ロ)『隋書』の正しいとし、『日本書紀』のをそれによる造作とする、(ハ)兩者ともに正しいとする、三説がある。拙論は今は倭国伝にとどまるのであるが、もし「隋書の第一次の国書をば、隋書の編者が作ったのではないかと疑ふ。(中略)私は従って第一次の国書を疑問とし第二次国書の東天皇の方、日本書紀を正しとする」(宮田俊彦、「治世天下」と「御宇」天皇、『茨城大学文学部紀要』人文科学、第一号、昭和二十六年)ならば、『隋書』による考察は無意味になるので、一言しておく。私が(イ)説をとり得ない理由は、当時の中国人の「日所入」の知見からいって、明らかに中国皇帝を指していると思われる「西皇帝」を、隋廷にしろ(宮田氏は通訳者の存在を考えるのであるが)、『隋書』の編者たちにしろ、「日没処天子」と書き換えたというような解釈をとり得ないからである。

- ③ 黒板勝美『更訂國史の研究』各説上、昭和十一年。
- ④ 喜田貞吉「古代外交上に於ける我が國家の体面問題」上・下（『歴史地理』第六十四・五卷、昭和九、十年）。京都大学昭和五年度、日本史特殊講義「日本古代民族史」において、講義の間のお話してここに説かれるところの一部をお聞きしたことがある。先生の考説は示唆の多いものである。
- ⑤ 鈴木俊『東洋史上の日本民族』昭和十九年。
- ⑥ 石原道博「中國における日本觀の端緒的形態」、『茨城大学文学部紀要』人文科学、第一号。
- ⑦ 栗原朋信「日本から隋へ贈つた國書——とくに「日出処天子致書日没処天子」の句について」、『日本歴史』第二〇三号、昭和四十年。
- ⑧ 外山軍治、「隋唐帝國」、『東洋の歴史』昭和四十二年。
- ⑨ 西嶋定生「六一八世紀の東アジア」、『岩波講座日本歴史』二、昭和三十七年。
- ⑩ 栗原朋信、前掲書。
- ⑪ 伴信友「中外経緯伝草稿」第一（『伴信友全集』第三所収、頁二百十二）。もうこしをさして日没処と詔ひつかはし、は（韓人の説明は省略、増村）西の國なるによりて、日没処と詔ひ、こなたをば日出処と詔ひつかはして、おのづから尊卑の御心ばえをも示し給ひたるにて、いとふさはしき雅稱なるべし。
- ⑫ 外山軍治、前掲書。
- ⑬ 秋山謙蔵「支那人の観たる日本」、『岩波講座東洋思潮』昭和九年、『日支交渉史話』昭和十二年。
- ⑭ 高橋善太郎「遣隋使の研究」、『東洋学報』第三十三卷、昭和二十七年、註二十六。
- ⑮ 岩井大慈「支那史書に現われたる日本」、『岩波講座日本歴史』第九卷、昭和十六年。

- ⑯ 和田清・石原道博編訳「隋書倭國伝」、『岩波文庫』昭和二十七年。その他この読みが多い。
- ⑰ 小川琢治「支那歴史地理研究」昭和三年。岡本正「山海経について」、『中國古代史研究』昭和三十五年。
- ⑱ 平岡禎吉「淮南子に現われたる氣の研究」、『第三篇第二章八極』、昭和三十六年。
- ⑲ 「実如来旨」は諸版本みな同じい。その文意は本文のように理解される。
- ⑳ 『旧唐書』の文章は『通典』边防、東夷上の倭の記載をふまえている。杜佑は中國の直東に倭國があり、倭國の東の、中國から三万里の扶桑國を「蓋近於日出処」とした。倭使の「自言、國在日辺」というのは中國識者には疑わしいわけである。
- ㉑ 『続日本紀』（卷二十二）文武天皇、慶雲元年（七〇四）七月甲申朔に
栗田朝臣真人、自唐國至、（中略）唐人謂我使曰、亟聞、海東有大倭國、謂之君子國、人民豊粟、礼義敦行、今看使人、儀容太淨、豈不信乎
とあり、また『東大寺要録』（筒井英俊編、昭和十九年。本願堂第一）所引、唐僧思託の『延曆僧録』に遣唐大使藤原清河（孝謙天皇、天平勝宝四年、七五二）、唐の玄宗、天宝十一載出發、副使大伴古麻呂、同六年帰朝）のときのことを、
使至長安、拜朝不扈塵、唐主開元天地大宝聖武応道皇帝云、彼國有賢主君、觀其使臣、越揖有異、即加号日本為有義礼儀君子之國とあるのは、わが國の文獻であるが、『旧唐書』日本伝に栗田真人を「好説経史、解屬文、容止温雅」とあり、張九齡の「勅日本國王書」〔文苑英華〕翰林制詔五十二、所収）にも「勅日本國王主明崇美御徳、彼礼義之國、神靈所扶」とある。

- 『延暦僧録』の開元皇帝御製詩、送日本使五言に
 日下非殊俗、天中嘉會朝、朝余懷義遠、矜爾畏途遙、漲海寬秋月、
 婦帆駛夕颺、因驚彼君子、王化遠昭々
 とある。『楚辭』(卷一)離騷に「朝發朝於蒼梧兮、夕余至東園」ま
 た「朝發朝於天津兮、夕余至西極」とある。朝余は夕颺に對する。遣
 唐大使藤原清河のとき。
- ⑳ 崑崙山については、石田幹之助「黄河の水源、及び崑崙山に關する
 支那人の知識の変遷」(『史學雜誌』第二十五編八、九号、大正三年)。
 駒井義明「崑崙考」(『歴史地理』第五十九卷四号、昭和七年) 参照。
- ㉑ 烏弋山離國はアフガニスタンのカンダヘル・カプール地方の古名に
 比定される。条支・犁靬・大秦については白鳥庫吉、小川琢治、その
 他内外の先学に論説があるが、拙論では比定される地名のうち、もっ
 とも西方のものをとればよいので、それら比定のはずべて省略す
 する。
- ㉒ 『魏略』の成書年代は晉の武帝、太康年間(二八〇—二八九)とされる。
 伊藤徳男「魏略の製作年代に就いて」(『歴史學研究』四卷一号、昭
 和十五年) 参照。後漢書の所伝の年代は范曄(三九八—四五五)の時
 代にまで下がないでよい。
- ㉓ 李延寿の卒年を王鳴盛は儀鳳の末年(三二年、六七八)に推定した。
 『十七史商榷』卷五十三、新唐書過晉南北史の項参照。
- ㉔ 白鳥庫吉「大秦伝に現はれたる支那思想」(『西域史研究』下、昭
 和十九年、所収)。
- ㉕ 那波利貞「中華思想」(『岩波講座東洋思潮』昭和十一年)
- ㉖ 前掲、「日本から隋へ贈った國書」(『日本歴史』)、及び「朝日新聞」
 (昭和四十年七月十三日) 研究ノート。
- ㉗ 昭和四十一年十二月十七日、昭和四十一年度第十三回鹿大史学会大
 会公開講演「遣隋使の國書問題」において、栗原氏の波斯國王の上書
 の解釈のことも言い及んだ。講演要旨は『鹿大史學』第十五号(昭
 和四十二年十一月二十日発行)に掲載。
- ㉘ 『史學雜誌』七十五編(昭和四十一年十二月二十日発行) 史学会第
 六十五回大会(昭和四十一年十一月十三日) 東洋史部会記事に、榎一
 男「波斯王唐和多の上表について」の發表要旨が掲載されている。そ
 の後(今年十二月一日) 長沢和俊氏(鹿児島短期大学教授) から昨年
 の史学会大会プログラムを借用して見ると、波斯國王の上書の後半に
 ついて、「日出処常に漢中たらん、天子よ」と、「常に漢中の天子(の
 も) たらん、云々」の二通りの読みが示してあった。『史學雜誌』
 では後者の(のもの) が省略してあるので文意が不明になっている。
- ㉙ 漢語には中天(『北史』序伝、李冲……今徙極中天、創居崑崙、中
 夏) 後漢書馬融伝、是以明德耀乎中夏、威靈暢四荒、中土(『宋
 書』范曄伝、並被珍於外國、無取於中土)、中域(『晉書』華譚伝、秀異
 國産于方外、不出于中域也) などと共に、天中(『晉書』天文志一、運
 乎天中、而臨制四方。また前掲、開元皇帝御製詩の天中嘉會朝)、夏
 中(『魏書』刁雍伝、到鎮時、以夏中不及東作)、土中(『漢書』地理志
 下、昔周公營洛邑、以為在手土中)、城中(『隋書』南蛮伝、史臣曰、
 雖有荒外之功、無救域中之敗) などがあり、中原の荒陞したものを荒
 中ということがある(『洛陽伽藍記』卷一)。波斯國の上書の漢は中國、
 漢中を中國の中原・中央の意味に解しうる。
- ㉚ この時の隋の副使は長孫晟であったが、隋書同伝には
 突厥乎隋、俱是大國、天子・可汗不起、安敢違意、但可賀敦為帝
 女、則可汗是大隋女婿、奈何無礼、不敬婦公乎
 と可汗を論じたところ。『資治通鑑』陳紀十、長城公下、至德二年の
 条の「突厥与隋俱大國天子可汗不起安敢違意、但可賀敦為帝女……」
 を「統國訳漢文大成」(加藤繁、連田公太郎訳註) には「突厥と隋と、
 俱に大國の天子なり、可汗起たざるは安んぞ敢て意に違はんや……」と

読んであるが、「豺狼の性」ありと言われた突厥可汗を論ずにも、隋使は「天子」とは言わなかった。「通鑑」の文章も「突厥与隋、俱大國」と読むべきである。突厥可汗は盟書を戴いた後、大いに慝して群下と相集つて慟哭した。

中国では異民族の君長の「天子・皇帝」を認めなかったが、匈奴の冒頓單于の称号の撐犁孤塗單于について、『史記』匈奴伝の索隱に「又玄晏春秋云、士安說漢書不詳此言、有匈奴在側、言之曰、此胡所謂天子、与古書所說符合也」とあり、『漢書』匈奴伝には「匈奴謂天為撐犁、謂子為孤塗、單于者廣大之貌也」と説明してある。それによれば匈奴單于の称号は「大天子」となるわけである。『北史』蠕蠕伝には蠕蠕の社論について「自号豆代可汗、豆代猶魏言駕殿開張也、可汗猶魏言皇帝也」と可汗を皇帝とし、また「阿鞬鷄弥、華言天兒也」(『通典』边防、倭)、「主明菜美御德」(すめらみこと、張九齡、勅日本國王書)などの事例から見、異民族の言語による称号には拘泥しなかつたのである。「天皇」については別に考究しなければならぬ。

③② 『廿二史劄記』(卷二、漢詔多懼詞、卷四、漢帝多自詔)に趙翼は継体守文の君の小心謹畏のこと、詔書に天子自作のもののあることを指摘している。文帝が趙佗に与えた詔書も大臣の代作とは認めがたいが、それには「謹問」のいわゆる敬語的な文言と共に、「致書」が使用しており、その「致書」の顏師古の注は「言未通使於越」である。『史記』匈奴伝の索隱所引の「習鑿齒与燕王書」に「今日始親紅藍、後当足致其種」(百衲本)、また「今日始視紅藍、後当為足下致其種」(『史記会注考証』本)とあり、この文章は版本によつて文字の異同があるが、「致其種」が使用してある。文帝の詔書の文章から、また致の文字の意味からも、「致書」が言われるほどの使用とは思われない。それは『宋史』外國伝日本國の條に「按開皇二十年、倭王姓阿每、名

① 自多利思比孤、遣使致書」と、「致書」を普通の叙事に使用していることからも考えられる。また『李朝実録』によれば李朝・島津藩の外交文書にも「致書」が用語となつてゐる。

③③ 『隋書』倭國伝の國書と、『日本書紀』が伝える第二回遣使のとき「東天皇敬、白西皇帝」、國書の問題に關連した論説のうちに、隋から先きに國書がきたか否かにつき、「彼方より先づ國書をもつて来るといふことが當時の隋の形勢で有り得ることであらうか、さほどまで隋が日本に対して謙抑の態度に出たであらうか。」といふのがある(辻善之助『日支文化交流』昭和十七年。『海外交通史話』昭和五年)。辻氏は「隋書」・『日本書紀』の兩國書を正しいとする論であるが、その論説關係のことは別として、その説明の發想はやはり國交の對等論を前提としたものである。國書の先後からいへば、中国から先きに使節を派遣して招撫・宣諭の詔書をもたらすことはいくらもあり得る。

裴世清が「宣諭」のための使節であることが明らかになると、『日本書紀』(卷二十二)推古天皇十六年の條に載せる隋使のもたらした國書は、「皇帝問倭皇」の皇・王の文字の問題のほかに、その形式・内容から改めて注意されなければならない。このことについては別に發表する用意がある。

③④ 宮崎市定『隋の煬帝』(『中國人物叢書』昭和四十年)の「日出する國」の章に、「朱寬は、流求へ赴くと同時に日本へも来たのではないかと思われる。」と説いてある。これは一つの見解であるが、その説明のうちにフィリピンあたりではないかとしてある流求への遣使と朱寬が大業三年・四年に流求を慰撫した事実、またわが國との関連などには、なお解説が必要であらう。

③⑤ 岩井大憲、前掲「支那史書に現はれたる日本」。

③⑥ 「日出する處」と表現したのが、「日本」という國号の文字に固定するまでの過程において、中国で東方に想定する「日下」が考慮に入

ったであろうことは推測される。
⑧ 矢野仁一「支那の開国について」『近代支那論』所収、大正十二年。

（補註） 拙稿の『史林』掲載が決定し、その梗概の提出を求められた編集委員植松正氏の教示によって、徐先堯「隋倭国交の対等性について」『文化』二十九卷二号（昭和四十年）を見落していることが分った。植松氏をわずらわした複写によって見ると、徐氏の論説は隋朝中華世界帝国の天下的秩序体制論からのものであり、関係文献として拙稿にあげた西嶋氏のものもを批判し、展開した形のもののように思われる。「日出処」と「日没処」の意義に関しては、「必らずしも前者が旭日昇天の新興活潑な気象を示し、後者が斜陽没落の悲哀寂滅な感傷を現わすとは限らない。斯る観念は、多分に当時の歴史の現実を無視した主観的な独断論であろう」と述べてあるが、拙稿第二節「日所出・日所入と中国」で説明しような点に

はふれてない。拙稿第三節「中国体制と天子」の説明には徐氏の論説と並行するところがある。拙論は倭国王の「日出処天子・日没処天子」国書の従来への理解についての検討であり、徐氏のは広い立場の天下的秩序体制論からの日隋国交の「不対等性」論であるが、その趣旨には賛成である。ただ徐氏の突厥・沙鉢略可汗と隋との交渉に對比しての日隋交渉の説明には賛成できないところがあり、また徐氏には「中華意識」にこだわる点があるように思われる。拙稿はすでに京都に送っており、徐氏の論文を見た後の見解にもとづいて拙稿に修理を加えることができないので、別の機会をえたい。今は徐氏に対して拙論について批判を願うのみである。

昭和四十二年十二月二十一日稿了
昭和四十三年三月十六日加筆了

（鹿児島大学教授）

The Power Structure of the Simazu 島津 Clan as
a Daimyô 大名 in the Age of Civil Wars

by

Nariaki Inamoto

This article is to examine the power structure of the Simazu 島津 as a Shugo 守護 daimyô 大名 and a daimyô in the warring age through the chief aspects of retainers' group organization and Chigyô 知行 system. As the change of the Shimazu's power structure, reflecting the gradual change of Zaichi 在地 structure, took place in instalments, it is difficult to decide upon the epoch. Its minute examination, however, reveals that a considerable change was observed between the fourteenth and the sixteenth century.

From the view point of the aspect of retainers' group organization, there proceeded the officialization of neighbouring resident landlords in the fourteenth century; and accordingly Rôjû 老中 system as a governing structure came to be equipped. In the Chigyô system too, the transition was found from the type of Ando 安堵 and Azukarioki 預置き into the common type in which it was delivered as a beneficence; the object of Chigyô was changed from Shiki 職 to Shitaji 下地. In the fifteenth and sixteenth centuries the Jitô 地頭-Shûchû 衆中 system was formed, and influential peasants were put into officialdom. Therefore, the Chigyô system was systematized, as in the establishment of consolidated army service exaction on the basis of dimensions in the sixth year of Temmon 天文, in this epoch of which the change of the Shimazu into a daimyô in the warring period was performed.

Emperors of the Place of the Rising Sun and
of the Place of the Setting Sun

—of the credentials of the Japanese king—

by

Hiroshi Masumura

The remarks in Sui-shu, Wo-Kuo-chuan, 隋書倭国伝 that 'the Japanese King sent a letter to the Chinese Emperor saying "the Emperor of the place of the rising sun presents a letter to the Emperor of the place of

the setting sun, inquiring after the health of the latter” and the Chinese Emperor Yang-ti 煬帝 was not pleased with it’ have led Japanese historians to suppose that Japan tried to assume an equal, or more than equal, diplomatic status with China, and Yang-ti was not pleased this Japanese attitude.

In this traditional interpretation is found the so-called ‘ Japanese historical view’ in which ‘ the place of the rising sun=east=Japan’ and ‘ the place of the setting sun=west=China’ are taken as the self-evident truth. The Chinese idea, however, could be identified with that of our country. According to the Chinese idea, ‘ the place of the rising sun’ and ‘ the place of the setting sun’ mean the utmost parts of the world. ‘ The Emperor of the Middle Kingdom’ Yang-ti ruling the world did not regard himself as ‘ the Emperor of the place of the setting sun’; and the Chinese idea would not recognize the chiefs of other races as ‘ the Emperor’.

The Japanese credentials had no common sense for the Sui 隋 dynasty; but, as the Japanese King sent a messenger and ‘ payed a tribute’, the dynasty sent P’ei-shih-ch’ing 裴世清, the messenger of ‘ süan-yü 宣諭’.

The Jacksonian Movement in Massachusetts

by

Ryoichi Egawa

Especially in the field of the regional history, remarkable efforts have been made since 1950 as a means of practical explanation of the Jacksonian movement. The state of Massachusetts, though influenced by the economical change such as the industrial revolution which started earliest in the country, was still politically under strong control of conservatism. It was natural that the Jacksonian movement here was different from those of the Southern and the Western states. I thought in this article that this movement was rather uplifted by M. Van Buren than by Jackson, and that it was the movement in which the Agrarians with small property in their own farms demanded the equal opportunity for business against the privileged forerunners of Boston Associates and others who tried to guard their camp in the rising industrialism. In other words, it is supposed that it was not the radical movement dominated by the urban laborers, as is suggested by A. M. Schlesinger, Jr.,